



 1章■プラン策定にあたって 

1. プラン策定の趣旨

我が国では男女共同参画社会の実現を 21 世紀の最重要課題の一つとして位置づけ、平成 11 年（1999 年）に「男女共同参画社会基本法」を制定しました。男女共同参画社会基本法では、「男女共同参画」について、「男女が、対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと」と定義しています。

この法律では、男女共同参画社会の実現に向けて、社会のあらゆる分野における取組を総合的、計画的に推進していくため、基本法に基づく「男女共同参画基本計画」の策定を、第 13 条では国に、第 14 条では都道府県に義務づけています。また、市町村においても、第 14 条で努力規定として「男女共同参画基本計画」の策定が明記されています。

平成 12 年には国の「男女共同参画基本計画」、平成 13 年度には茨城県の「茨城県男女共同参画基本計画（新ハーモニープラン（平成 13 年度～平成 22 年度）」が策定され、県内市町村においても市町村男女共同参画計画が策定されました。

その後、国において男女共同参画局が開設され、仕事と家庭の両立支援や女性のチャレンジ支援策などの取組が進められ、平成 17 年には「第 2 次男女共同参画基本計画」、平成 22 年には「第 3 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

下妻市においては、平成 19 年度～平成 23 年度を計画期間とする「下妻市男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めました。

徐々に男女共同参画への意識が市民に浸透してきましたが、この間、少子高齢化の進展や、経済の低迷、雇用環境の悪化などとともに、生活様式の変容・多様化など市民を取り巻く環境が変化しています。

女性はもとより、子ども、高齢者、男性にとっても多様な生き方を可能にする社会環境が求められており、今後より一層の意識づくりや環境づくりが必要となっています。

こうした状況を踏まえて、下妻市でも、男女共同参画推進条例に基づき、一人ひとりがその個性や能力を發揮できるまちづくりを目指し、住民、企業、学校、行政が一体となって、男女共同参画社会の実現を推進する施策の基本的方向性を示す指針として、「第 2 次下妻市男女共同参画推進プラン」を策定します。



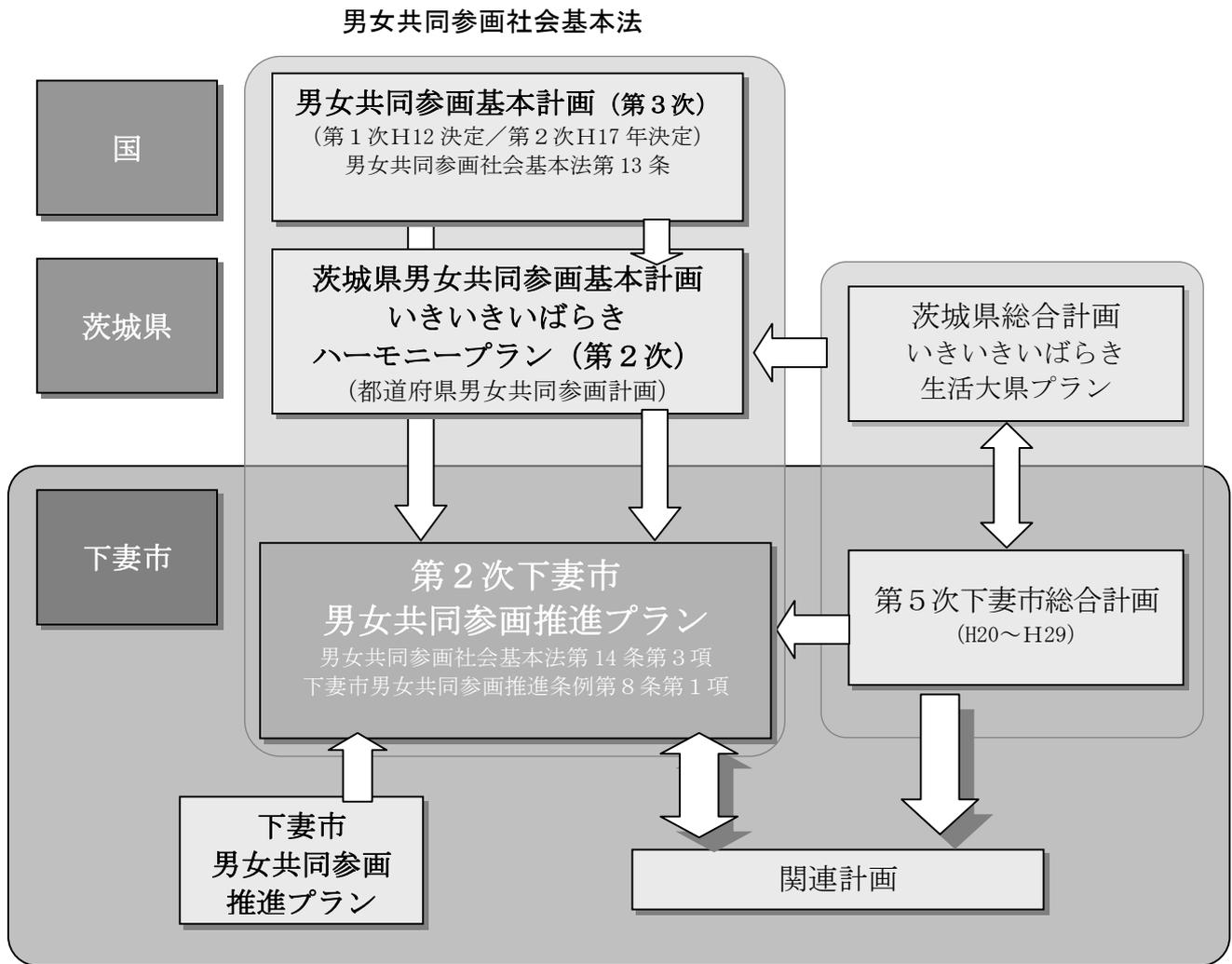
2. プランの性格と位置づけ

下妻市は、「第2次下妻市男女共同参画推進プラン」を、下妻市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画と位置づけます。

策定にあたっては、国の「第3次男女共同参画基本計画」及び茨城県の「男女共同参画基本計画いきいきいばらきハーモニープラン（第2次）」との整合を図ることとします。

また、他の法令による計画との整合を図る観点から、「第5次下妻市総合計画」を上位計画とし、関連計画との整合に留意した計画策定を進めます。

●計画関係図



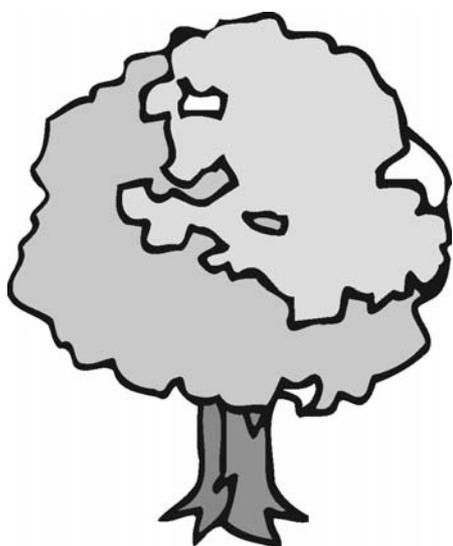
3. プランの期間

「第2次下妻市男女共同参画推進プラン」は、国の「第3次男女共同参画基本計画」及び「茨城県男女共同参画基本計画（第2次）いきいきいばらきハーモニープラン」との整合を図ることから、それぞれ平成27年度の実施計画部分にあたる見直し状況を踏まえ、同時に国内外の社会状況を勘案したうえで、平成28年度に見直し作業を実施することとします。

そのため、「下妻市男女共同参画推進プラン」の計画期間は平成24年度～平成28年度の5年間とします。

●計画期間

年 度	23	24	25	26	27	28
国 第3次男女共同参画基本計画	(平成23年度～平成27年度)				見直し	
茨城県男女共同参画基本計画(第2次) いきいきいばらきハーモニープラン	(平成23年度～平成27年度)				見直し	
第2次下妻市男女共同参画推進プラン	プラン 策定	(平成24年度～平成28年度)			見直し	





4. プランの策定体制

①下妻市男女共同参画推進委員会

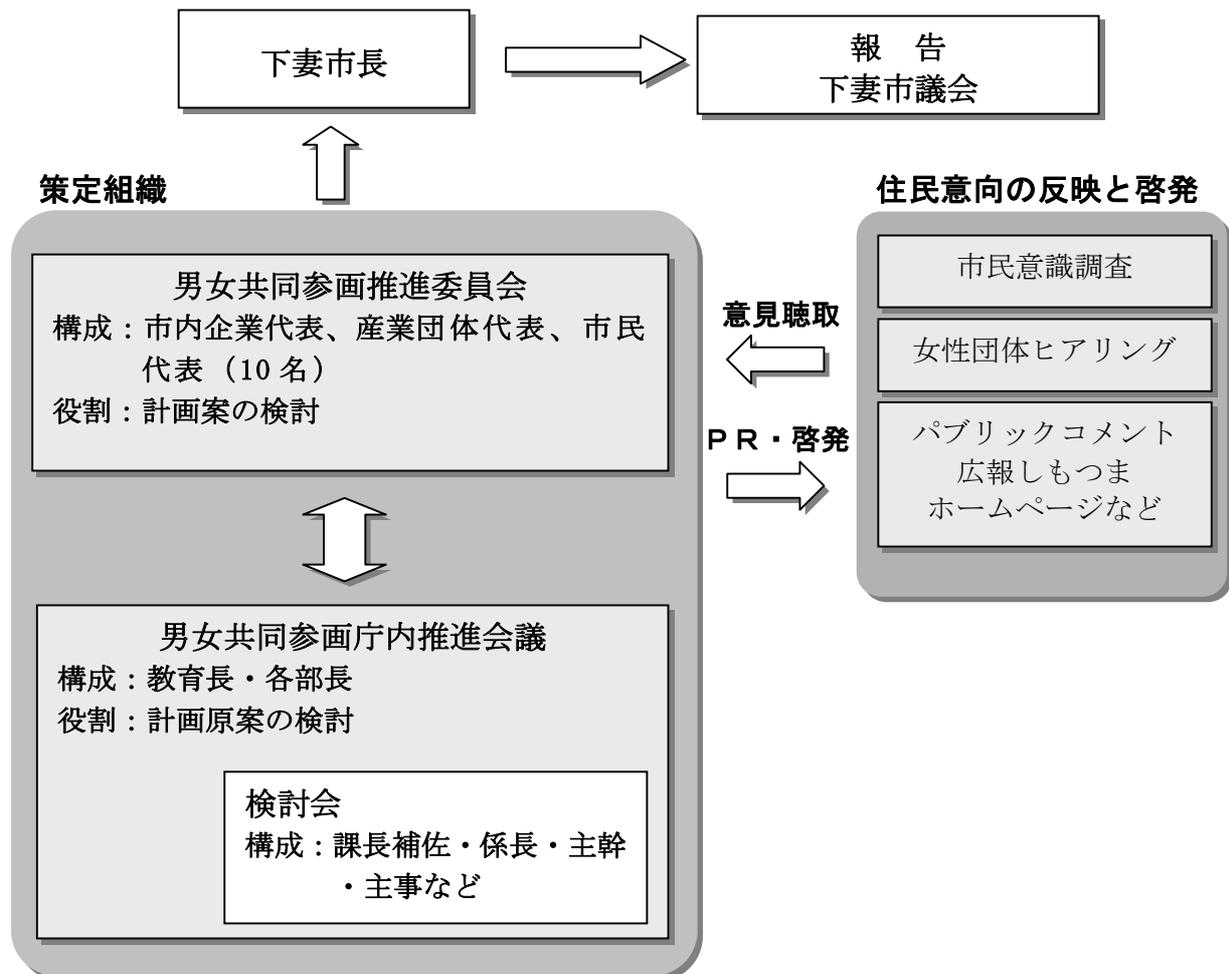
「第2次下妻市男女共同参画推進プラン」は、家庭、職場、学校、地域、行政等あらゆる分野における男女共同参画の推進を目指しています。その議論の場として、「下妻市男女共同参画推進委員会」を設置します。

この委員会は、企業や産業関係団体の関係者や、地域においてボランティア活動をされている委員で構成され、計画案を検討します。

②下妻市男女共同参画庁内推進会議・検討会

下妻市における男女共同参画の推進は、行政が率先して取り組む必要があります。そのため、男女共同参画に関する施策や方向性を検討する場として、「下妻市男女共同参画庁内推進会議・検討会」を設置します。

この庁内推進会議・検討会では、各課における男女共同参画に関する事業等を調査し、その結果を基にプランの原案を検討します。



5. 策定にあたっての基本方針

策定にあたっては、次のような方針に立っています。

- 平成18年度に策定した「下妻市男女共同参画推進プラン」を踏まえ、時代の変化や国及び県の動き、本市の概況や女性を取り巻く環境、本市における施策の進捗状況、市民意向などを的確に捉えながら計画策定を進めます。
- 実効性の高い計画を目指し、施策の再整理と事業の精査を行うとともに、可能な範囲で具体的な施策と事業を設定します。
- 今日的課題に的確に対応した計画を目指し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、男女共同参画のための積極的是正措置（ポジティブ・アクション）、女性に対する暴力の根絶（ドメスティック・バイオレンス対策）などの施策展開について、重点化を図ります。
- 新たな課題への対応として、男性・子どもにとっての男女共同参画、地域・防災などにおける男女共同参画に係る施策展開に取り組みます。
- 下妻市に住む一人ひとりがその個性や能力を發揮できるまちづくりを目指し、男女共同参画推進条例に基づき、住民、企業、学校、行政が一体となって、男女共同参画社会の実現に取り組みます。